

## 「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制・バーゼルⅢの第3の柱)

## (1) 自己資本の構成に関する事項 単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,344	11,613
うち、出資金及び資本剰余金の額	610	649
うち、利益剰余金の額	10,747	10,975
うち、外部流出予定額(△)	12	12
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	185	130
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	185	130
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行させた資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,529	11,743
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	57	47
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額の合計額	57	47
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	15	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	22
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	73	70
<b>自己資本</b>		
自己資本の額[(イ)-(ロ)] (ハ)	11,456	11,673
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	88,370	87,931
資産(オン・バランス)項目	87,983	87,513
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	300	320
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	86	97
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,696	4,639
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	93,067	92,571
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.30%	12.61%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させた結果、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを行い充実を図っていきます。

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	88,370	3,534	87,931	3,517
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	89,708	3,588	89,259	3,570
外国の中央政府及び中央銀行向け	911	36	961	38
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	60	2	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,087	523	13,746	549
法人等向け	28,319	1,132	29,322	1,172
中小企業等向け及び個人向け	16,857	674	15,753	630
抵当権付住宅ローン	2,346	93	2,185	87
不動産取得等事業向け	8,966	358	9,233	369
三月以上延滞等	388	15	402	16
取立未済手形	7	0	9	0
信用保証協会等による保証付	614	24	568	22
出資等	29	1	29	1
出資等のエクスポージャー	29	1	29	1
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	12,357	494	11,886	475
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	5,882	235	5,631	225
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	913	36	913	36
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	400	16	426	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	5,160	206	4,914	196
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,763	230	5,100	204
ルック・スルー方式	5,763	230	5,100	204
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	86	3	97	3
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,696	187	4,639	185
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	93,067	3,722	92,571	3,702

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係る エクスポージャー及び「外国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### (3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

#### ①.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引		債券			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	202,061	195,936	162,786	151,624	39,274	44,312	494	486
国 外	24,687	23,689	61	66	24,626	23,623	—	—
地 域 別 合 計	226,749	219,626	162,847	151,690	63,901	67,936	494	486
製 造 業	12,224	12,742	6,025	5,743	6,198	6,998	60	22
農 業、林 業	290	247	290	247	—	—	7	5
漁 業	4	5	4	5	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	10,609	10,280	9,909	9,680	700	600	73	67
電気・ガス・熱供給・水道業	13,575	13,815	508	518	13,067	13,297	—	—
情 報 通 信 業	2,063	2,553	463	753	1,600	1,800	—	—
運 輸 業、郵 便 業	5,710	5,312	4,111	3,513	1,599	1,799	—	1
卸 売 業、小 売 業	9,310	9,043	7,510	7,043	1,800	2,000	22	—
金 融 業、保 険 業	87,321	79,262	65,498	57,841	21,823	21,421	—	—
不 動 産 業	13,830	13,633	12,030	12,033	1,800	1,600	78	83
物 品 賃 貸 業	59	56	59	56	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	358	393	358	393	—	—	—	—
宿 泊 業	956	909	956	909	—	—	—	—
飲 食 業	2,203	2,137	2,203	2,137	—	—	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	2,834	2,500	2,834	2,500	—	—	19	4
教 育、学 習 支 援 業	154	184	154	184	—	—	—	—
医 療、福 祉	2,804	2,814	2,804	2,814	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	4,746	4,750	4,346	4,450	400	300	121	175
国・地方公共団体等	28,412	30,169	13,499	12,049	14,912	18,119	—	—
個 人	21,542	20,839	21,542	20,839	—	—	110	124
そ の 他	7,737	7,973	7,737	7,973	—	—	—	—
業 種 別 合 計	226,749	219,626	162,847	151,690	63,901	67,936	494	486
1 年 以 下	57,324	36,204	54,354	32,390	2,969	3,813	—	—
1 年 超 3 年 以 下	31,690	24,171	21,926	14,822	9,763	9,349	—	—
3 年 超 5 年 以 下	13,647	21,378	6,434	6,193	7,212	15,184	—	—
5 年 超 7 年 以 下	22,172	15,436	8,073	8,190	14,099	7,246	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下	29,729	32,844	21,410	22,477	8,318	10,367	—	—
1 0 年 超	63,386	66,087	42,350	44,715	21,035	21,371	—	—
期間の定めのないもの	8,798	23,503	8,296	22,901	501	601	—	—
残 存 期 間 別 合 計	226,749	219,626	162,843	151,690	63,901	67,936	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。  
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。  
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### ② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	175	185	—	175	185
	令和4年度	185	130	—	185	130
個別貸倒引当金	令和3年度	754	797	38	716	797
	令和4年度	797	716	30	767	716
合 計	令和3年度	930	982	38	892	982
	令和4年度	982	847	30	952	847

## ③ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却※	
	期首残高※		当期増加額※		当期減少額※				期末残高			
	3年度	4年度	3年度	4年度	目的使用		その他		3年度	4年度		
					3年度	4年度	3年度	4年度				
製造業	78	93	93	66	12	15	65	78	93	66	3	7
農業、林業	3	—	—	1	3	—	—	—	—	1	3	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	29	25	25	16	3	5	25	20	25	16	—	2
電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
運輸業、郵便業	—	—	—	16	—	—	—	—	—	16	—	1
卸売業、小売業	55	46	46	44	11	—	43	46	46	44	11	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	4	42	42	54	—	—	4	42	42	54	—	26
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	430	418	418	396	—	—	430	418	418	396	—	—
飲食業	62	68	68	31	7	1	54	67	68	31	—	1
生活関連サービス業、 娯楽業	15	17	17	17	—	—	15	17	17	17	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	45	43	43	39	—	—	45	43	43	39	—	—
その他のサービス	16	17	17	19	—	—	16	17	17	19	1	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	14	24	24	14	—	8	14	15	24	14	—	—
合計	754	797	797	716	38	30	716	767	797	716	24	39

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## ④ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	700	69,107	—	59,656
10%	—	6,169	—	5,705
20%	999	59,222	1,399	62,528
35%	—	6,832	—	6,364
50%	33,664	86	35,632	48
75%	—	15,935	—	14,093
100%	4,412	27,804	4,211	28,281
150%	—	910	—	903
250%	—	903	—	802
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	226,749		219,626	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
  - ・(株)日本格付研究所(JCR)
  - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
  - ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ (S&P)
2. エクスポージャーは信用リスク削除手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー (経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、ご融資に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、お取引先の資質など、さまざまな角度から審査をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資態勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う主な担保には、自金庫預金積金や不動産等があり、保証には、人的担保、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫が定める「融資事務取扱規程」、「不動産担保評価規程」等に基づき、適切な事務や評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺等を用いる場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等や各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なおパーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金等、保証として(一社)しんきん保証基金および政府保証と同様の信用度を持つ住宅融資保険が該当します。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		924	867	11,182	11,607	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

## (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	21	21	21	21
非上場株式等	924	924	924	924
合計	946	946	946	946

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	3	4

### ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	32	—
売却損	0	—
償却	—	—

### ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	—	—

## (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	16,028	12,285
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

## (9) オペレーショナル・リスクに関する事項

当金庫は基礎的手法を採用しております。

リスク管理の方針及び手続き等の概要は、13ページのリスク管理態勢を参照下さい。

## (10) 金利リスクに関する事項

### ・リスク管理の方針及び手続の概要

#### 1 リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲

金利リスクとは市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指し、当金庫ではこれらの影響を金利リスクと捉え、これらの影響が一定以下になるようリスク管理を行っております。

#### 2 リスク管理およびリスク削減方針

$\Delta$ EVE、 $\Delta$ NII、100BPV、VaRを用いることで金利変化時の資本への影響を計測しています。影響が自己資本の一定を超える場合や将来の収益減少が想定される場合はリスク管理委員会で対応を協議し、金利リスクの削減や運用ポジションの変更を行っております。

#### 3 金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日次、それ以外の計測は月次で行い、毎月のリスク管理委員会にて報告しています。また市況急変時にはリスク管理委員会を臨時開催し、金利リスクの削減対応を協議しております。

#### 4 ヘッジ等金利リスクの削減方法

デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引）などによる金利リスク削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することでリスク量を削減しております。

### ・金利リスクの算定手法の概要

#### 1 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE、 $\Delta$ NIIおよび自ら開示を行う金利リスクに関する事項

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
③ 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提	流動性預金の50%をコア預金と考え、コア預金は最長満期5年、平均2.5年と想定しています。コア預金に割当てられない流動性預金は残存年数0年と考えています。
④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提事項	ともに想定しておりません
⑤ 複数の通貨の集計方法およびその前提	単純合算しています。通貨間の相関は考慮していません
⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）	割引金利にスプレッドは含めていますが、 $\Delta$ EVE計算時にはスプレッド変動は考慮しておりません。
⑦ 内部モデルの使用等 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用しておりません。
⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明	算定手法の前提に変動はありません。
⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	重要度テスト（ $\Delta$ EVE / 自己資本の額）は20%を超過しておりますが、自己資本の余裕額を超えているものではありません。金利リスクの適切なコントロールに努めております。

## 2. 金融機関が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における当該リスクに関する以下の事項

### ①金利ショック

100BPVの採用（△EVEの場合円金利のショック幅は同じですが、外貨金利の場合にはショック幅が異なります）およびVaR（信頼水準99.0%、保有期間120日、観測期間5年）の採用

### ②金利リスク計測の前提およびその意味

VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しております。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しております。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるところがあるため、当金庫ではバックテストの実施や100BPV等をストレステストとして用いることでこのようなVaRの問題点を解決しております。

（単位：百万円）

項番	シナリオ	△EVE		△NII	
		令和4年3月末	令和5年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
1	上方パラレルシフト	5,841	6,078	22	▲55
2	下方パラレルシフト	0	0	33	40
3	スティープ化	5,552	5,632		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,841	6,078	33	40
		令和4年3月末		令和5年3月末	
8	自己資本の額		11,456		11,673

## 用語解説

【自己資本関係】	
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産全額をいう。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）により算出された額をいう。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額）×4%（自己資本比率規制における国内基準）により算出された額をいう。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当する。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の1つであり、リスク・アセット=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%により算出する手法をいう。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額）。
コア資本	損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心しつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金（信用リスク・アセットの1.25%が算入上限）等を加えたものをいう。なお、無形固定資産や繰延税金資産、他の金融機関の資本保有等はコア資本から控除。

【信用リスク関係】	
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいう。
クレジットポリシー	融資業務の基本的な理念や手続き等を明示したものをいう。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
適格格付機関	金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

【市場リスク関係】（※派生商品取引・証券化商品取引・出資等株式取引に関連するもの）	
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
派生商品取引（＝デリバティブ取引）	有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産をいう。

【金利リスク関係】	
△EVE	Economic Value of Equityの略であり、銀行勘定の金利リスクのうち金利ショックに対する経済的な減少額として計測される指標をいう。
△NII	Net Interest Incomeの略であり、銀行勘定の金利リスクのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの金利収益の減少額と計測される指標をいう。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクをいう。
金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、上下100bp（ベース・ポイント）の平行移動やイールドカーブをスティープ化およびフラット化させるといった算出方法がある。
VaR	Value at Riskの略であり、金融資産を一定期間保有する場合、特定の保有期間内に、特定の確率の範囲内で評価される期待最大損失額をいう。損失の可能性を過去の推移をもとに統計的に測定する指標として用いられる。
BPV	Basis Point Valueの略であり、金利が1bp（0.01%）変化した時の金融商品の現在価値の変化額をいう。金利リスク指標の一つで金融商品の金利感応度を示すものである。